

令和2年7月豪雨に伴う災害にかかる  
特例災害時貸付けのご案内

1. 対象者

「災害救助法適用地域の事業所が直接被害を受けている共済契約者様」

災害救助法適用地域：：内閣府ホームページにてご確認ください。

直接被害：事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、消失埋没、流失、床上浸水等。

2. 借入条件

(1) 借入可能額

貸付限度額の範囲内で、上限 2,000 万円までご利用可能です。

申込金額は 50 万円以上 5 万円刻みとなります。

(2) 借入期間

ご利用金額に応じ、以下の期間でのお借入となります。

(借入申込金額) 50～ 500 万円：4 年 (48 か月)

505～2,000 万円：6 年 (72 か月)

(3) 返済方法

1 年間の元金据置後、6 か月毎の元金均等返済となります。

① 4 年間ご利用の場合

1 年間の元金据置後、6 か月毎に 3 年間 計 6 回で元金返済

② 6 年間ご利用の場合

1 年間の元金据置後、6 か月毎に 5 年間 計 10 回で元金返済

(4) 借入利率

年 0.0%

(5) 利用可能期間

令和 7 年 3 月 3 1 日お貸付分まで

(6) 印紙税

非課税

### 3. お申込みの流れ

#### (1) 被災内容の証明書取得

被災内容の確認書類として「被災証明願」または「罹災証明書」をご準備下さい。取得方法は以下の通りです。

##### 「被災証明願」

中小機構ホームページに別掲の所定様式を印刷。必要事項を記載のうえ、商工会・商工会議所等の団体で証明を受けてください。

##### 「罹災証明書」

地方自治体に発行を依頼してください。

- ※ 確認書類の発行に際しては、被害状況を確認するための写真等の提出、団体・地方自治体による調査が必要な場合があります。事前に発行を依頼する団体・地方自治体にご確認のうえお手続き下さい。

#### (2) お申込み

以下の書類を弊機構までご郵送ください（郵送先は下記記載）

- ① 特例災害時貸付金借入申込書（弊機構ホームページに別掲）
- ② 被災証明願または罹災証明書  
(1)にて取得した証明書の原本をご郵送ください
- ③ 取引支店変更申出書（弊機構ホームページに別掲）  
商工中金以外を貸付取引窓口としている契約者様のみ必要となります

#### (3) 審査手続き

弊機構にて受領した書類の内容を確認し、ご契約者様に対し「特例災害時貸付金 貸付決定通知書」を送付いたします。

審査期間は、通常弊機構に到着後1週間程度（取引支店変更のお手続きが必要な契約者様は更に2週程度）のお時間が必要です。

申込の混雑状況によっては更にお時間をいただくこともありますので、お早めのお申込みをお願いいたします。

#### (4) ご契約手続き

以下をご準備のうえ、ご指定の「商工中金」窓口にてお手続き下さい。

- ① 特例災害時貸付金 貸付決定通知書
- ② 実印（契約者様個人）
- ③ 印鑑証明書（3ヶ月以内発行のもの）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、保険証等）

## 【お申込み・お問合せ先】

(「特例災害時貸付金借入申込書」等送付先)

〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課 宛

(ご契約の窓口)

ご指定の商工中金 本・支店窓口。

(ご参照 <https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/>)

営業時間： 9:00～12:00 13:00～15:00 (13:30 受付終了)

(12:00～13:00 はお昼休みとなりますのでご注意ください)

(お問い合わせ先)

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-(5541)-7171